

LGWAN-ASP サービス利用契約

仕様書

守 口 市

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、守口市（以下「甲」という。）が、地方税共同機構（以下「共同機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下「e L T A X」という。）に参加し、地方税の電子申告に関する処理（以下「電子申告業務」という。）、個人住民税に係る公的年金からの特別徴収データの送受信等に関する処理（以下、「年金特徴業務」という。）及び所得税に係る確定申告データの送受信等に関する処理（以下「国税連携業務」という。）、地方税共通納税システム（以下、「共通納税業務」という。）を行うため、L G W A N－A S P方式によるサービス提供を受けるにあたり、甲及びサービス提供者（以下「乙」という。）との契約履行に係る遵守しなければならない事項について定めるものとする。

(契約名称)

第2条 契約名称は「L G W A N－A S Pサービス利用契約」とする。

(契約範囲)

第3条 本契約は、初期導入作業、契約期間中のサービス提供及び保守で構成するものとする。

(契約期間等)

第4条 契約期間は契約締結日から令和10年7月31日までとし、本契約サービス利用期間は、令和7年12月8日から令和10年7月31日とする。また、令和7年12月8日午前9時までにシステムが稼働できるよう、予め初期導入作業を完了しておかなければならない。

なお、本件契約においては、地方自治法施行令第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第2条第1号に基づく長期継続契約とする。

(対象税目等)

第5条 対象税目等は、以下のとおりとする。

(1) 電子申告業務

- ①法人市民税
- ②固定資産税（償却資産）
- ③個人住民税
- ④事業所税
- ⑤その他共同機構が標準機能として定める税目
- ⑥市税に係る申請・届出（共同機構が標準様式として定めるもの）

(2) 年金特徴業務

(3) 国税連携業務

(4) 共通納税業務

(準拠する法令等)

第6条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）
- (2) 電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成 25 年 5 月 1 日総務省告示第 206 号）
- (3) 共同機構が定める規程及び要綱
- (4) 守口市市税条例
- (5) 個人情報保護に関する法律等
- (6) その他関係法令等

（損害の賠償）

第 7 条 乙は、甲が故意または重大な過失によりシステムに損傷を与えたときは、甲に対し損害の賠償を求めることができる。

- 2 前項の場合において、保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

（権利義務譲渡等の禁止）

第 8 条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（守秘義務）

第 9 条 乙は、本業務の履行上知り得た事項及び資料について、その一切を他に漏らしはならない。なお、本業務の契約期間完了後も同様とする。

（契約の変更・解約）

第 10 条 令和 7 年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、甲は本契約を変更または解約することができる。

- 2 共同機構が仕様を変更した場合、甲乙協議のうえ本仕様書の内容について変更することができる。

（個人情報の取り扱い）

第 11 条 乙は、本仕様書に定める業務を遂行のため甲より提供を受けた業務上の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」を指し、以下同じとする。）並びに審査サービス、年金特徴サービス及び国税連携サービスの伝送などに含まれる個人情報を本仕様書に定める業務を遂行する目的の範囲内でのみ使用することとし、第三者に開示又は漏洩しないこととするとともに、「守口市個人情報保護条例」等、甲が定める規則、規定、その他関係法令を遵守すること。

- 2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずることとする。また、甲からの要請があったときは個人情報等（甲の承諾を得て複製、改変した個人情報を含む）を甲に返還し、乙の設備に蓄積されている場合はこれを破棄すること。
- 3 本条はサービス利用終了後も存続するものとする。
- 4 乙は、サービス利用のための必要な支援を実施するにあたり、甲からの承諾を得て、共同機構によりエルタックスサポート事業者として登録された事業者に作業の一部を委託する場合も同様とする。

第2章 業務概要

(業務の概要)

第12条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 電子申告業務、年金特徴業務、国税連携業務及び地方税共通納税業務を行うため、共同機構と連携したL G W A N－A S P方式でのコンピュータサービスの提供
- (2) 前号に係る初期導入作業
- (3) 各種保守業務

(基本要件)

第13条 システムの基本要件は次のとおりとする。

- (1) e L T A Xに接続し動作するものであること。
- (2) L G W A N回線を利用して、甲に設置する電子申告業務及び年金特徴業務を行うための審査システム及び国税連携システムの操作端末（以下「審査クライアント等」という。）と、乙のインターネット・サービスセンター（以下「センター」という。）に設置する審査システムサーバ及び国税連携受信サーバ（以下「審査サーバ等」という。）を接続することができること。
- (3) 提供するA S Pサービスは、地方公共団体情報システム機構のL G W A N－A S Pサービスリスト（アプリケーション及びコンテンツサービス）に登録されていること。
- (4) 審査クライアント等の設置場所は、守口市総務部課税課及び納税課とする。
- (5) 甲に設置する審査クライアント等は6台とする。また、甲の要求により3台まで追加できるものとする。
- (6) 申告書データ、年金特徴データ、国税連携データ及び共通納税データを乙が自社のセンターに設置するサーバ等に7年間以上保存すること。また、当該データの照会を可能とすること。
- (7) 審査システムの利用時間帯は、共同機構の規定によるものとする。ただし、試験環境においては午前10時から午後6時までとして差し支えない。
- (8) 国税連携システムの最低利用時間帯は、土日祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前8時30分から午後9時までとする。ただし、共同機構が繁忙期間と定め、甲が指示した間は以下の時間帯とする。

土・日曜日	8：30～24：00
月曜日	8：30～21：00
上記以外の日	8：30～24：00
- (9) センターに保存したデータ（受信済みデータ）については、前2項の利用時間帯に関わらず甲の求めに応じ照会が可能な体制であること。

(利用サービス)

第14条 提供するA S Pサービスは、機構が公開している審査システム仕様書、国税連携システムに係る仕様書及びその関連仕様書を満たし、以下の機能を有すること。

- (1) 電子申告
 - ①電子申告データの検索・照会・印刷・審査機能
 - ②申請・届出データの検索・照会・印刷・審査機能

- ③団体間回送データの検索・照会・印刷・審査機能
- ④利用届出データの検索・照会・審査機能
- ⑤プレ申告データの送信機能
- ⑥特別徴収税額通知データの送信機能
- ⑦団体間回送データの送信機能
- ⑧電子申告データの連携ファイル出力機能
- ⑨申請・届出データの連携ファイル出力機能
- ⑩団体間回送データの連携ファイル出力機能
- ⑪利用届出データの連携ファイル出力機能
- ⑫データ削除機能

(2) 年金特徴

- ①配信データの出力機能
- ②集信データの送信機能

(3) 国税連携

- ①確定申告書データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
- ②団体間回送データの送信・照会・出力・削除機能
- ③法定調書データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
- ④扶養是正情報データの送信機能
- ⑤特別徴収義務者情報データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
- ⑥住民登録外課税通知データの送信・出力・削除機能

(4) 共通納税

- ①納付情報管理ファイルの出力機能
- ②納付情報ファイルの出力機能
- ③納付情報紐付けファイルの送信機能

(初期導入作業及び保守の概要)

第15条 乙は、システムの初期導入にあたり、以下に掲げる作業を行う。なお、令和2年8月17日から令和7年12月7日までの間、甲とLGWAN-ASPサービス利用契約を締結していた事業者が本業務を引き続き受注することとなった場合においては、LGWAN-ASPサービスの提供に支障のない範囲においてこの作業を省略することができる。

(1) 作業スケジュールの作成

乙は、契約締結後速やかに、甲及び共同機構とLGWAN-ASP方式による本契約の導入作業に関する協議及び調整を行い、その結果を踏まえた作業スケジュールを作成のうえ提出するものとする。

(2) データ移行作業

共同機構が定める「リプレイス計画書」や「データ移行マニュアル」等の仕様書及び指示に従い、既存データの取込作業を行う。なお、既存データのエクスポート作業については、本契約の範囲に含まれないことに留意すること。

(3) 初期導入作業

甲が本契約に基づき、令和7年12月8日午前9時よりサービスを利用することができるよう各種設定作業を行うこと。

(4) 審査クライアント等の設定作業

甲が用意する審査クライアント等の機器に対して、共同機構の仕様書に基づき、

必要なソフトウェアのインストール及び設定作業を行うこと。また、作業後は、サーバ・クライアント間の接続確認試験を行い、動作の確認に万全を期さなければならない。なお、共同機構より総合運転試験の実施時期の提示があるので、十分留意して作業にあたらなければならない。

(5) 総合運転試験の支援

甲が、共同機構の定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づく総合運転試験を実施するにあたり、甲の求めに応じ必要な支援を行うこと。

(6) 基幹系システムとのデータ連携設定作業

甲の基幹系システムとの連携が必要となることから、製造元である日本電子計算株式会社と協議を行い、適切にデータ連携が図れるよう必要な設定作業を行うこと。

(7) 操作研修の実施

甲に対し、システムの操作研修を実施すること。

(8) 保守等

乙は、甲が本契約に基づくサービスを利用するにあたり、下記の支援等を行うこと。

① サポートサービス体制の構築

乙は甲に対し、以下を最低基準とするサポートサービス体制を構築し提供するものとする。

ア. 内容

システムに関する質問への回答及び助言

イ. サポートサービス窓口

電話、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を定めるものとする。

ウ. 提供時間

土日祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前9時から午後5時30分までとする。

② 障害発生時の対応

乙は甲に対し、審査システム等の不具合及び障害発生時には速やかに修正・復旧できる体制を構築し提供するものとする。なお、本作業に要した費用(人件費・移動費等)は全て乙の負担することに留意すること。また、審査クライアント等にソフトウェアの再インストールが必要となった場合も同様とする。

③ バージョンアップ時の対応

乙は、共同機構側のバージョンアップが実施される時には、甲の審査クライアント等に対して必要な処理を行わなければならない。

④ その他

甲が、審査クライアント等の機器(PC等)の故障、基本OSのサポート切れ及び老朽化等を理由に端末を交換する場合、乙は本契約期間中10回を上限に設定作業を無償で行わなければならないことに留意すること。